

国交省近畿地方整備局 布村明彦 殿

「いまだ中間報告ですか！」

琵琶湖・淀川水系流域圏京都桂川流域住民 酒井 隆

近畿地方整備局「豊岡河川国道事務所」及び「国営飛鳥歴史公園事務所」発注工事に関して整備局職員や元整備局職員が収賄等の非違行為で逮捕、起訴されたことについて、今日まで4回不正防止事案再発防止検討委員会が開催されています。

関係者・国民（住民）は血税の使途については、現政権に対して不信をもっています。国、地方の公務員等の絡んだ不祥事は多発しており、検察当局や捜査関係機関、住民監査請求等不正に対する監視をしています。整備局は水門談合以降、円山川災害復旧工事、歴史的遺産を巡る保全・活用してきている明日香地域においての関連工事や地方自治体での不正行為は続いております。

公共工事の多くは、国、地方の財政事情をより悪化させる要因であり、社会的弱者の生活は困窮を極めています。検討委員会が指摘している近畿地方整備局管内の自浄作用も遅々として進まず成果が公表されていません。官僚の天下り先の確保や公務員制度改革を後退さず、発注者綱紀保持規定・マニュアル・通報制度や説明責任は社会資本整備審議会の河川整備・インフラ整備に名を借りた淀川水系河川整備計画原案を流域委員会の「意見」を無視して強行しようとしています。地方自治体の多くの住民はこのような強制的なやり方は断じて許すことはできません。速やかに原案を撤回することを求めます。